

## 自動販売機設置事業者募集要項

常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）では行政財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、組合の各施設において、自動販売機の設置、管理及び商品の販売をする事業者（以下「設置事業者」という。）を募集しますので、本募集要項及び関係法令等を確認のうえ、お申込みください。

### 1 募集内容

#### 設置場所及び設置寸法等

物件番号	所在地	施設名	設置スペース 横幅×奥行（mm） 容器回収BOX 含	設置台数	備考
1	守谷市野木崎 2522	事務棟（屋内）	1,500×1,000	1台	1階ホール
2	取手市櫛木 103	防災センター（屋内）	1,500×1,000	1台	2階 多目的ホール
3	守谷市野木崎 4605	常総環境センター 啓発棟（屋内）	1,500×1,000	1台	1階 展示ホール
4	守谷市野木崎 4605	常総環境センター 工場棟（屋内）	1,500×1,000	1台	1階 受入・ 貯留ヤード
5	守谷市野木崎 4605	常総環境センター 工場棟（屋内）	1,500×1,000	1台	1階 貯留ヤード
6	守谷市野木崎 4605	常総環境センター 工場棟（屋内）	1,500×1,000	1台	4階食堂
7	常総市水海道 山田町 808	水海道消防署（屋内）	3,000×1,000	2台	1階ホール
8	常総市大生郷町 2631-1	水海道消防署 北出張所（屋外）	1,500×1,000	1台	1階厨房入口
9	常総市菅生町 3129	水海道消防署 絹西出張所（屋内）	1,500×1,000	1台	1階 職員用玄関
10	守谷市御所ヶ丘 4-1-2	守谷消防署（屋内）	3,000×1,000	2台	1階食堂
11	守谷市みずき野 1-16-1	守谷消防署 南守谷出張所（屋内）	1,500×1,000	1台	1階食堂
12	つくばみらい市 福田 759	つくばみらい消防署（屋内）	1,500×1,000	1台	1階食堂
13	つくばみらい市 加藤 507-2	つくばみらい消防署 谷和原出張所（屋内）	1,500×1,000	1台	1階廊下

14	つくばみらい市 台 628-4	つくばみらい消防署 東部出張所（屋内）	1,500×1,000	1台	1階廊下
----	--------------------	------------------------	-------------	----	------

- ① 自動販売機転倒防止器具、電気設備、容器回収ボックス等は、設置スペース内に設置すること。
- ② 自動販売機の設置寸法は、加熱余地等を含んだ設置の許容面積とする。
- ③ 複数の物件の申込みを可能とする。

## 2 主な条件

### (1) 自動販売機の設置方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付けにより設置する。

### (2) 設置期間

物件 1 から物件 14

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（3 年間）

### (3) 自動販売機の設置基準

#### ① 屋内型及び屋外型自動販売機

設置する自動販売機は、設置場所に合わせた型の自動販売機を設置すること。また、飲料用自動販売機の場合は、缶、びん、ペットボトル式を基本とし、アルコール類及びその類似品は取り扱わないこと。

#### ② ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機（外観色を含む）に配慮すること。

#### ③ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。

#### ④ 窃盗被害防止対策

屋外に設置する自動販売機は、窃盗被害の発生防止のため、自動販売機堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

#### ⑤ 転倒防止対策

各施設管理担当課と協議のうえ適切な転倒防止策を施工すること。ただし、床面へのアンカー止めは原則不可とする。

### (4) 容器回収ボックス

販売する品目の容器等の回収容器等が使用可能な状態で常時設置されていること。また、回収容器等は、プラスチック製または金属製とし、自動販売機 1 台につき概ね 70 リットル以上のものを設置すること。なお、投入口付近には、「一般ごみ投入禁止」と「リサイクル推進」を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとする。

### (5) 維持管理等

自動販売機の設置管理運営において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチ

メンテナンス、金銭管理、空き容器の回収・処分、故障時の対応、定期的な点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて設置事業者が行うこと。なお、作業内容、作業時間等については、事前に施設管理者と協議のうえ、公務に支障をきたすことのないよう十分に注意して行うこと。

(6) 貸付料の徴収

- ① 貸付料は、1年度分を一括して納入することとする。
- ② 初年度分の貸付料にあつては設置期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、組合が発行する請求書により納入することとする。ただし、納入期限の日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納入期限とする。

(7) 電気使用料の徴収

- ① 電気使用料は、月額支払いとし納入することとする。
- ② 電気使用料にあつては、電気の使用量を計る子メーター等が示す月間電気使用量に、施設ごとの電気量料金を乗じて得た額とし、組合が発行する請求書により納入することとする。ただし、納入期限の日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納入期限とする。
- ③ 設置する子メーター等については、適正なものとし、設置事業者の負担により設置すること。

(8) 販売価格

販売価格は、1本当たり標準価格（定価）の10円以上値引きとすること。

(9) 売上報告書の提出等

売上状況を毎年度取りまとめ、次年度の4月末日までに、売上報告書を組合に提出すること。

3 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、設置期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3箇月前までに組合に書面により通知すること。

この場合、納入済の貸付料は還付しない。

4 行政財産貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- ① 組合の都合により契約を取り消す必要が生じた場合
- ② 契約条項に違反する行為があると認める場合
- ③ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- ④ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 設置事業者の都合により自動販売機を撤去した場合

5 設置場所の原状回復等

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を受けなければならない。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することが出来ない。

6 自動販売機設置に伴う事故

組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

7 募集要項の配布期間及び場所

(1) 配布期間 令和6年1月22日(月)まで

(2) 配布場所 組合ホームページからダウンロード、または、管理課窓口にて配布する。

8 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に持参により提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間 令和6年1月4日(木)から令和6年1月22日(月)まで  
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

9時から17時まで(12時から13時を除く)

(2) 申請場所 常総地方広域市町村圏事務組合 管理課

(3) 申請書類(提出各1部)

	提出書類	法人	個人	備考
①	一般競争入札参加申込書	○	○	別紙様式1
②	誓約書	○	○	別紙様式2
③	自動販売機実績調書(過去2年間)	○	○	別紙様式3
④	委任状(営業所長等に委任する場合)	○	×	別紙様式4
⑤	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	×	
⑥	身分証明書(市町村発行のもの)	×	○	
⑦	印鑑登録証明書	○	○	
⑧	国税に未納がないことを証する納税証明書(個人事業者は「その3の2」、法人は「その3の3」)	○	○	
⑨	都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	
⑩	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	
⑪	返信用封筒(返信先を記載し、84円の郵便切手を貼付したもの)	○	○	

提出書類のうち⑤から⑩の書類については、発行後3箇月以内とし複写したものでも可とする。

9 入札参加資格要件

一般競争入札の参加者は、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 常総地方広域市町村圏事務組合建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年訓令第 2 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に該当しないものであること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本店若しくは支店が、常総市（但し旧水海道市の区域に限る）・取手市・守谷市・つくばみらい市内に所在すること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (8) 国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。

#### 10 入札参加資格の確認

申請書類により入札参加資格の有無を確認し、令和 6 年 2 月 1 日（木）までに参加資格確認通知書を送付する。

#### 11 質疑書及び回答について

- (1) 質疑受付 令和 6 年 1 月 22 日（月）17 時まで  
管理課管財係までファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回 答 令和 6 年 1 月 26 日（金）17 時までにファックスにて回答する。
- (3) 問合せ先 茨城県守谷市野木崎 2522 番地  
常総地方広域市町村圏事務組合 管理課  
電 話 0297-48-2339  
F A X 0297-45-3285  
E mail kanri@joso-koiki.jp

#### 12 入札方法

- (1) 入札書に記載する金額は、1 年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）を記載すること。
- (2) 物件ごとの入札金額（年額敷地貸付料）が予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った事業者を物件ごとに落札者と決定する。ただし、最高価格をもって有効な入札を行った事業者が 2 人以上あるときは、くじ引きによって落札者を決定する。

#### 13 入開札について

- (1) 日 時 令和 6 年 2 月 13 日（火）10 時

- (2) 場 所 茨城県守谷市野木崎 2522 番地  
常総地方広域市町村圏事務組合 管理課 2階第1会議室
- (3) 提出書類 入札書 (別添様式)

14 落札後の事務処理

落札者 (設置事業者) に決定した者は、速やかに下記書類を提出し、契約を締結するものとする。

- ① 行政財産貸付契約書
- ② 設置する自動販売機のカタログ (寸法、消費電力のわかるもの)
- ③ 販売品目一覧表

15 問い合わせ先

物件 1、2 に関すること (管理課庶務係)

TEL 0297-48-2339

FAX 0297-45-3285

物件 3 から 6 に関すること (常総環境センター業務係)

TEL 0297-48-2314

FAX 0297-46-0195

物件 7 から 14 に関すること (消防本部総務課)

TEL 0297-23-0902

FAX 0297-22-3574

入札に関すること (管理課管財係)

TEL 0297-48-2339

FAX 0297-45-3285